

インフルエンザ警報の発令について

令和5年（2023年）11月24日（金）15時00分

北海道静内保健所
(北海道日高振興局保健環境部静内地域保健室)
電話：0146-42-0251

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第46週（令和5年11月13日～令和5年11月19日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、インフルエンザ警報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第46週）

区分	静内保健所	全道	※全国
定点あたり患者数	35.67人	39.21人	17.35人

※全国は2023年第45週の数値

2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)

3 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関からの患者報告状況

(表示は「患者報告数（定点あたりの報告数）」単位：人)

	第42週 (10/16～10/22)	第43週 (10/23～10/29)	第44週 (10/30～11/5)	第45週 (11/6～11/12)	第46週 (11/13～11/19)
静内保健所	3 (1.00)	6 (2.00)	4 (1.33)	23 (7.67)	107 (35.67)
全道	2,078 (9.19)	4,425 (19.58)	5,577 (24.68)	5,826 (25.78)	8,861 (39.21)
全国	81,272 (16.43)	97,350 (19.68)	104,359 (21.13)	85,766 (17.35)	集計中

(2) インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合
警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合
※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。